

緊 急

令和3年2月26日

トラック協会会員様へ

健康起因事故の処分改正に関する意見募集のお願い

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転手の健康起因による交通事故が増加傾向にあり、道路交通法第27条2項及び貨物自動車運送事業法第17条2項の規定で「事業者は運転者が疾病により安全な運転ができない状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない」とされていますが、必ずしも遵守されておらず、このような状況から健康起因による重大事故を起こした悪質違反について、行政処分の対象を追加し、令和3年4月1日に通達施行の予定となっています。

国土交通省ではこれらの健康起因に基づく重大事故のペナルティの強化に関する意見募集を**本年3月14日（日）まで**行っています。

意見募集の方法 ～滋賀県トラック協会ホームページから～

- ① 滋賀県トラック協会のホームページ
- ② もっと見る
- ③ 国土交通省自動車局長 2021. 2. 15 「行政処分基準等を改正する通報案に関する意見募集について」
- ④ 提出様式

**決して強制ではありません。任意で意見のある方
よろしくお願ひします。**